

平成23年4月1日からの 体育施設の利用助成申請について

下野市国民健康保険では、被保険者の自発的・積極的な体力づくり及び健康の保持・増進を図るため、平成22年10月1日から市内の公的体育施設の使用料等を助成しています。平成23年度分（平成23年4月1日から平成24年3月31日）の助成申請受付ができますのでご利用ください。



●助成金交付までの流れ

希望者は、市民課国保年金グループ（国分寺庁舎）で、利用申込みをして助成対象者カードの交付を受けます。（電話での申し込みも可）

施設利用時に、助成対象者カードへ受付印をもらいます。（当日のみ）

助成金申請書に助成対象者カードを添付し、市民課国保年金グループ（国分寺庁舎）に提出します。（郵送での申請も可）

助成金交付

●助成対象者

下野市に住所がある16歳以上の下野市国民健康保険の被保険者の方で、国民健康保険税の未納がない世帯に属している方です。

●助成対象施設及び助成内容

助成対象施設名	助成金額	助成金の限度額	助成対象となる最低利用回数
ふれあい館プール	50円/回	5,000円	24回
ふれあい館トレーニングルーム	20円/回	2,000円	24回
石橋体育センタートレーニング室	10円/回	1,000円	24回

問い合わせ先

市民課 国保年金グループ ☎40-5556

協会けんぽの保険料率が変わります

●中小企業等で働く方やそのご家族が加入している健康保険「協会けんぽ」の健康保険料率が、平成23年4月納付分より現在の9.32%から9.47%に、介護保険料率が1.50%から1.51%へ変更になります。より詳しい内容は <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/> でご確認ください。

問い合わせ先

全国健康保険協会栃木支部（協会けんぽ） ☎028-616-1691